四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
川添川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
鹿児島県姶良郡湧水町川添
字永野　一六四六番
一六五一番一
一六五二番二及び一六五二番三
一六五七番
字木原　二二九九番二
二三〇〇番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県姶良郡湧水町川添
字永野　一六六二番七
一六六八番一　二号
一六六二番一　三号、四号、十号及び十一号
一六四六番　五号

○東北地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十九日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十三号
(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別

大仙市協和峰吉川字半仙八六番一から同市協和峰吉川字半仙八六番一まで
前　一四・九〇～三五・六〇メートル　〇・〇二八キロメートル
後　一八・〇〇～三五・六〇メートル　〇・〇二八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十九日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十三号
(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別

湯沢市字赤土一番一四から同市杉沢字森道上二番二まで
前　一一・二〇～一九・三〇メートル　〇・五六七キロメートル
後　一七・六〇～二九・七〇メートル　〇・五六七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所
字木原　二二九九番二　六号
二二九九番一　七号及び八号
二二九三番一　九号
五(一)　砂防法第二条の土地の名称
船石川2
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（平成十三年国土交通省告示第二百五十七号で指定した同号十七に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県肝属郡南大隅町根占山本
字東坂之脇　六六三六番
字大浜坂　六六三七番一及び六六三七番二
六六四一番
六六四四番
六六四五番イ及び六六四五番ロ
六六四六番から六六四九番まで
六六五〇番一及び六六五〇番二
六六五一番一
字落ヶ平　六七五九番一

国会事項

衆議院

質問書提出

八月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

運転免許自主返納制度に関する質問主意書（木村太郎提出）

尖閣諸島の領有権を主張する反日デモにより邦人が受けた被害に対する政府の対応等に関する質問主意書（浅野貴博提出）

議事日程

八月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十二号
平成二十四年八月二十八日（火曜日）
午後一時開議
第一　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出）
第二　公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（樽床伸二外九名提出）

参議院

議案受領（予備審査）

八月二十七日衆議院から次の議案が送付された。

地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案（平井たくや外四名提出）（衆第三二号）

議案付託

八月二十七日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

大都市地域における特別区の設置に関する法律案（衆第二八号）　総務委員会に付託
古典の日に関する法律案（衆第三〇号）　文教科学委員会に付託
カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律案（衆第三一号）　厚生労働委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第一六号）　内閣委員会に付託
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）　内閣委員会に付託
地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）　総務委員会に付託
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第七号）　法務委員会に付託
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一八号）　外交防衛委員会に付託
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六五号）　厚生労働委員会に付託
株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案（閣法第二〇号）　農林水産委員会に付託
災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第二七号）　経済産業委員会に付託
海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四五号）　国土交通委員会に付託

議案送付（予備審査）

八月二十七日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

放射線業務従事者の被ばく線量の管理に関する法律案（加藤修一外八名発議）
化学物質による子どもの健康への悪影響の防止のための調査その他の施策の推進に関する法律案（加藤修一外七名発議）

議案撤回

八月二十七日議員から次の議案が撤回された。

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律案（渡辺孝男外七名発議）（参第二〇号）

議案撤回通知

八月二十七日議長は、六月十四日予備審査のため衆議院に送付した次の議案は発議者が撤回した旨同院に通知した。

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律案（渡辺孝男外七名発議）